

公務員における障害者雇用の根本的な見直しを求める声明

中央省庁の2017年6月1日時点の障害者の雇用数が、実際より3,460人多く水増し計上されていたことが判明した。公的機関の法定雇用率2.3%（2018年度からは2.5%）に対して、実際の障害者雇用率は1.19%であった。

これは、3,460人の障害者が、就労の機会を中央省庁により奪われたことを意味する。さらに、これが企業であれば、年間約20億円の納付金が課せられ、その分、障害者雇用促進の財源が増えたはずである。またこのような水増しが約40年間にわたって継続されてきたとの報道もあり、さらに地方自治体においても同様の水増しが発覚しつつある。

障害者雇用促進法は、「障害者も他の者と同じ権利をもつ」とする障害者権利条約の理念に基づき、国が定めたルールである。その国の機関においてルールが踏みにじられたことは、障害者に対する裏切り行為にほかならず、強い憤りを禁じ得ない。

また、加藤厚生労働大臣は「それぞれの政府機関で今年中に法定雇用率を達成するよう努力するが、それが難しければ来年中に達成すべく取り組んでいく」と説明している。

しかしながら、拙速な数合わせではなく、様々な種別の障害者が公的機関で就労できるための合理的配慮について、十分な検討をまず行うべきである。

特に知的障害者は、公務員試験が知識や判断力を問う筆記試験中心のままであれば、採用試験の段階で雇用から排除されることとなる。民間企業では、知的障害者の特性を活かした職種の開発が進み、採用試験においても筆記試験より面接が重視されている。公務員試験においても面接を重視する方式を採用するとともに、各公的機関で、知的障害者向けの職種の開発を推進すべきである。

今回の水増し問題を機に、公務員における障害者雇用のあり方について、根本的な見直しを強く求めたい。

平成30年9月5日

特定非営利活動法人
東京都発達障害支援協会
理事長 山下 望